

特定非営利活動促進法の規定による縦覧の場所の指定（平成10年岩手県告示第1027号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
2 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げる場所		2 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げる場所	
<p>法第10条第1項の認証を受けて設立しようとする特定非営利活動法人、法第25条第3項の認証を受けて定款を変更しようとする特定非営利活動法人又は法第34条第3項の認証を受けて合併後存続する特定非営利活動法人若しくは合併によって設立する特定非営利活動法人（以下「設立法人等」という。）の主たる事務所が盛岡市、八幡平市、<u>滝沢市</u>、岩手郡及び紫波郡の区域内に所在する場合（岩手郡のうち葛巻町にあっては葛巻町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、紫波郡のうち紫波町にあっては紫波町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。）</p>	[略]	<p>法第10条第1項の認証を受けて設立しようとする特定非営利活動法人、法第25条第3項の認証を受けて定款を変更しようとする特定非営利活動法人又は法第34条第3項の認証を受けて合併後存続する特定非営利活動法人若しくは合併によって設立する特定非営利活動法人（以下「設立法人等」という。）の主たる事務所が盛岡市、八幡平市、岩手郡及び紫波郡の区域内に所在する場合（岩手郡のうち葛巻町にあっては葛巻町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、紫波郡のうち紫波町にあっては紫波町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。）</p>	[略]
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			